



共有すべき事例

調剤

患者の理解の確認不足



事例

【事例の詳細】

50歳代の患者がタリージェ錠5mg 1回1錠1日2回 朝夕食後を服用していたが、今回から増量になり、タリージェ錠10mg 1回1錠1日2回 朝夕食後が処方された。薬剤師は患者にタリージェ錠が5mgから10mgに変更になったことを伝え、薬剤を交付した。処方医から薬剤を増量すると説明を受けていた患者は、タリージェ錠10mgを1回2錠服用した。次の来局時、患者から服薬後にふらつくことがあったと伝えられ、薬剤師が患者に服用状況を確認したところ、2倍量を服用していたことがわかった。

【背景・要因】

薬剤師は、患者にタリージェ錠が5mgから10mgに変更になったことを説明した際、1回に服用する錠数を正しく理解しているかを患者に確認していなかった。

【薬局から報告された改善策】

今回の事例を薬局のスタッフと共有し、交付時に1回に服用する錠数を患者に説明して、患者が正しく理解しているか確認するよう周知した。



事例の ポイント

- 本事例は、継続して処方されていた薬剤が増量になり規格が変更された際、薬剤師は規格の変更を説明したが、服用方法を正しく理解しているか患者に確認しておらず、患者が誤って2倍量を服用した事例である。
- 薬剤師は、交付時に患者に説明を行ったとしても、患者の思い込みや聞き間違い、薬袋や薬剤情報提供書の読み間違いなどにより、患者に正しい服用方法が伝わらない可能性があることを認識しておく必要がある。
- 交付時、薬剤師は一方的に説明を行うのではなく、薬袋や薬剤情報提供書の記載内容を患者と一緒に確認しながら情報を漏れなくわかりやすく伝え、患者が正しく理解しているか確認することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcr.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



共有すべき事例

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

感冒の症状でクリニックを受診した60歳代の男性患者にPL配合顆粒が処方された。患者は初めての来局で、お薬手帳は所持しておらず、患者からも服用している薬剤を聴取できなかった。患者からマイナ保険証の提示があったため、同意を得てオンライン資格確認等システムで薬剤情報を閲覧したところ、ナフトピジルOD錠50mgを服用していることがわかった。薬剤師は処方医に、患者が前立腺肥大症に伴う排尿障害改善薬を服用していることを伝えたところ、PL配合顆粒が削除になった。

【推定される要因】

クリニックでは、患者が服用している薬剤を把握していなかったと考えられる。薬局の新規患者アンケートには現病歴・既往歴の欄に前立腺肥大症の項目があるが、患者はチェックを付けていなかった。

【薬局での取り組み】

患者がマイナ保険証を持参している場合は、オンライン資格確認等システムを利用し、併用薬などを確認する。



その他の情報

PL配合顆粒の添付文書 2024年10月改訂（第3版）（一部抜粋）

2.禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.6 前立腺肥大等下部尿路に閉塞性疾患のある患者〔本剤中のプロメタジンメチレンジサリチル酸塩は抗コリン作用を有し、排尿困難を悪化させるおそれがある。〕



事例のポイント

- 本事例は、患者への聴取やお薬手帳から患者が服用している薬剤を把握できなかったため、薬剤師がオンライン資格確認等システムを活用して薬剤情報を入手し、処方医に情報提供を行ったことにより、病態禁忌に該当する薬剤の交付を未然に防いだ事例である。
- 処方監査では、患者が服用している薬剤や現病歴・既往歴、副作用歴などの情報をもとに処方内容の妥当性を確認することが求められる。そのためには、患者からの聴取やお薬手帳、マイナ保険証によるオンライン資格確認等システムなどの様々な情報源から情報を収集することが重要である。
- 薬剤師は、お薬手帳やマイナ保険証などを使用して医療機関・薬局・患者間で情報を共有することが安全な薬物療法を行うために重要であることを患者に説明し、それらの活用を促すことが望ましい。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。